

別表十二(十)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度		法人名		
別表十二(十) 令六・四・一以後終了事業年度分	新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平	・
	当期積立額	2		円
	(2) のうち損金経理 による積立額	3		
	(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		
	空港用地額の 取得価額の算	5		
	平成24年7月1日を含む 事業年度開始の時に おける空港用地の帳簿価額	6		
	$(5) \times \frac{1}{10}$	7		
	指定会社所得金額 (別表四「45の①」)	8		
	新関空会社所得金額	9		
	新関空会社欠損金額	10		
	$((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	11		
	所得基準額 (7) - (10)	12		
	の取崩不足額 (23) - 前期の(23))	13		
	度超過額 (14)	14		
	当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	15		
	前期末における差額 (前期の(24))	16		

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00421」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額